

# 明朝と豊臣政權交渉の一齣

——明朝兵部發給「劄付」が語るもの——

大野 晃 嗣

緒言

第一章 「劄付」による職銜授與の傳達と「略式」問題

第一節 釋文と訓讀

第二節 「毛利劄付」「上杉劄付」は「略式」か

第二章 「劄付」の修正痕とその事情

第一節 「劄付」發給の經緯と先行研究の解釋

第二節 修正痕が語るもの

結語

緒言

「壬辰戰爭」<sup>①</sup>期中の一五九六年（萬曆二四年／文祿五年）、和平交渉が行われ、その際に明朝の兵部より豊臣秀吉の家臣に對して、武職の職銜授與を傳える「劄付」が與えられた。「劄付」とは、下行文書の一<sup>②</sup>種である。

この劄付については、『東洋學會雜誌』二編第八號（二八八八年）の「雜錄」<sup>③</sup>に取り上げられるなど、夙に知られていた。

徳富蘇峰は『近世日本國民史 豊臣氏時代 戊篇 朝鮮役 中卷』（一九三二年）において相當の紙幅を費やし、また中村榮孝「豊臣秀吉の外征——文祿・慶長の役——」<sup>(4)</sup>（一九六九年）も、この件について言及している。<sup>(3)</sup>

この劄付に踏み込んで研究の俎上に載せたものとしては、まず大庭脩「豊臣秀吉を日本國王に封ずる詔命」<sup>(5)</sup>、「十六世紀末の日本と中國・朝鮮との講和交渉——米澤上杉神社所藏の明朝官服を手がかりに——」<sup>(6)</sup>を挙げることができ。前者は、劄付の全文を載せて内容に分析を加えるのみならず、本劄付發給に當たつて兵部の判断が大きかったことや、後述する劄付紙面に見える切り抜きについて、沈惟敬らの工作の可能性を指摘するなど、現在においても研究の出発点となる論文である。後者は、大庭論文の史料誤讀を訂正し、更に上杉景勝に對しては空名の劄付が用いられた可能性を指摘するなど、非常に重要な内容を含む。

續いて研究水準を飛躍的に向上させたのは、米谷均「豊臣秀吉の「日本國王」册封の意義」<sup>(7)</sup>である。米谷論文は、秀吉側から明朝へ提出された授職希望者と、日本での最終的な授職者の變動を、明朝側史料、日本側史料雙方を利用しながら網羅的に追跡し、その背景を考察する。本稿もこの論考に負う所が大きい。また日明交流に關わる史料について多くの研究成果を上げ、現在當該分野を牽引している須田牧子氏の「原本調査から見る豊臣秀吉の册封と陪臣への授職」<sup>(8)</sup>は、「毛利劄付」「上杉劄付」「前田劄付」の原本を初めて本格的に比較調査した成果に基づくものであり、上述したような長い歴史を持つ、明朝兵部から秀吉家臣に發給された「劄付」に關する研究において、現段階での一つの到達點を示す。<sup>(9)</sup>

本論文は、以上のような研究史を踏まえ、當時の明朝と豊臣政権が「劄付」の發給と受領に込めた意圖とその背景について、特に前者に重點を置いて若干の考察を試み、以て毛利輝元と上杉景勝を宛所とする明朝兵部劄付に施された改變の事情を論じるものである。<sup>(10)</sup>

## 第一章 「劄付」による職銜授與の傳達と「略式」問題

### 第一節 釋文と訓讀

最初に、「毛利劄付」及び「上杉劄付」の釋文及び前者の訓讀を示す。

#### 【毛利劄付釋文】

兵部爲欽奉

聖諭事。照得、頃因關白具表乞封、

皇上嘉其恭順、特准封爲日本國王。已足以遠慰內附之誠、永堅外藩之願矣。但關白既受

皇上錫封、則行長諸人卽爲

天朝臣子、似應酌議量授官職、令彼共載

天恩、永爲臣屬。恭候

命下、將豐臣輝元、授都督同知官職、以示獎勵。擬合給劄。爲此合劄。本官遵照劄內事理、永堅恭順、輔導國王、恪遵

天朝約束、不得別有他求、不得再犯朝鮮、不得擾掠沿海。各保富貴、共享太平。一有背違、

王章不宥。須至劄付者。

右劄付都督同知豐臣輝元。准此。

萬曆貳拾參年貳月 「初四」(朱書) 日給

劄付 「石」(押署)

【上杉劄付釋文】

兵部爲欽奉

聖諭事。照得、傾アツ因關白具表乞封、

皇上嘉其恭順、特准封爲日本國王。已足以遠慰內附之誠、永堅外藩之願矣。但關白既受

皇上錫封、則行長諸人卽爲

天朝臣子、似應酌議量授官職、令彼共載

天恩、永爲臣屬。恭候

命下、將豐臣景勝、授都督同知官職、以示獎勵。擬合給劄。爲此合劄。本官遵照劄內事理、永堅恭順、輔導國王、恪遵

天朝約束、不得他有別求、不得再犯朝鮮、不得擾掠沿海。各保富貴、共享太平。一有背違、

王章不宥。須至劄付者。

右劄付都督同知豐臣景勝。准此。

萬曆貳拾參年貳月 「初四」(朱書) 日給

劄付 「石」(押署)

【毛利劄付訓讀】

兵部 聖諭を欽奉せんが事の爲にす。照し得たるに、頃このころ關白 表を具して封を乞うに因り、皇上その恭順なるを嘉し、特に准して封じて日本國王と爲す。已に以て遠く内附の誠を慰め、永く外藩の願を堅くするに足れり。但だ關白 既に皇上の錫封を受くれば、則ち行長諸人は即ち天朝の臣子爲り。應に酌議し量りて官職を授け、彼をして共に天恩を戴き、永く臣屬爲らしむべきに似たり。恭みて命の下るを候ち、豊臣輝元を將て都督同知の官職を授け、以て奨勸を示さん。擬すらくは合に劄を給すべし。此が爲に合に劄すべし。本官は劄内の事理に遵照して、永く恭順を堅くし、國王を輔導し、恪んで天朝の約束に違ひ、別に他の求め有るを得ず、再び朝鮮を犯すを得ず、沿海を擾掠するを得ず。各おの富貴を保ち、共に太平を享けよ。一に背違有らば、王章宥さざらん。須く劄付に至るべき者なり。

右 都督同知豊臣輝元に劄付す。此を准けよ。

萬曆貳拾參年貳月 初四日給す

劄付 石

このように、兩者に文面上の差異はほとんど無い。<sup>11</sup> 押署は、時の兵部尙書石星のものである。石星（二五三八―一五九九）は、字拱辰、直隸大名府東明縣の人。嘉靖三八年（一五五九）の進士（三甲八〇名）、兵部左侍郎から工部尙書（萬曆一五年（一五八七）三月）、<sup>13</sup> 戸部尙書（萬曆一八年（一五九〇）三月）、<sup>14</sup> を經て、萬曆一十九年（一五九二）八月に兵部尙書を拜命し、<sup>15</sup> 萬曆二五年（一五九七）九月に「諂賊釀患、欺君悞國」として、對豊臣秀吉の責任を問われ投獄されるまで、<sup>16</sup> 明朝の中樞にあつた人物である。

劄付の本文は、大きく分けて二つの部分から構成されている。萬曆二三年（一五九五）一月一二日、石星は、秀吉麾下への武職の職銜授與を上奏し許可された。<sup>17</sup>

兵部石星題す。關白表を具し、封を乞う。上特に准して封じて日本國王と爲す。査するに、隆慶年間初めて順義王に封ずるの舊例には、其の頭目の順を效す者、授くるに龍虎將軍等の職を以てし、朵顔三衛の頭目は、見に各おの都督等の官を授く。今平秀吉、既に皇上の錫封を受けたれば、則ち行長諸人は即ち天朝の臣子爲り。恭みて旨の下るを候ち、豊臣行長・豊臣秀家・豊臣長盛・豊臣三成・豊臣吉繼・豊臣家康・豊臣輝元・豊臣秀保を將て各おの都督僉事を授く。小西飛は、萬里に間關して納款す、仍ほ應に賞賚を加え、以て其の勞を旌わすべし。其の日本禪師僧玄蘇、應に給すべきの衣帽等の項は、本部俱に京營犒賞銀の内において酌給す。旨を奉じたるに、議の如く行え、とあり。

劄付本文の前半部分、すなわち「以示獎勵」（鼓舞激勵をいたしたいと存じます）までが、石星が萬曆帝に上奏した、この『明實錄』の記事に對應する部分である。續く「擬合給劄。爲此合劄。」以降は、秀吉麾下への職銜授與の原案が皇帝に裁可されたことを受けて、その後兵部（尙書石星）自身が處理の判斷を決定したことを示す。従つて、より丁寧な劄付であるならば、本來は「以示獎勵」の後に「某日、奉聖旨、如議行。欽此。欽遵。」（某日、聖旨を奉じたところ、議の如く行えということでありました）の一節が入り、その後「擬合給劄。爲此合劄。」という記號化した定型句が續くべきではあるが、總じて、授職の經緯を、形式に従つて漏らすこと無く説明していると言える。

## 第二節 「毛利劄付」「上杉劄付」は「略式」か

本節では、この「劄付」に關わる一つの問題を解決したい。先行研究においては、この劄付は「略式」であると思なされてきた。<sup>19</sup> すなわち、萬曆『大明會典』卷一二二、兵部五、誥勅に、

武官給授の誥勅。按ずるに、洪武中の職掌の定むる所、一品より五品に至るは誥命と曰い、六品以下は勅命と曰う。

と規定があることなどを根據に、都督同知（從一品、都督僉事（正二品、前田玄以に授與）などは、本來、萬曆帝による「誥命」を用いて授けるべきであり、兵部の「劄付」による傳達で事を濟ませたのは略式であるというのである。

しかし、これは失考である。そもそも文官、武官を問わず、「誥命」「勅命」によって授けられるのは、所謂「散階（文階／武階）」である。つまり、武官の場合には、正一品の品級相當者が初授の場合に授かる「特進榮祿大夫」、陞授の際に授かる「特進光祿大夫」から、従六品初授の「忠顯校尉」、陞授「忠武校尉」まで用意された階級が「武階」である。<sup>(21)</sup>これに對して、「都督同知」や「都督僉事」は、五軍都督府の「都督」（正一品）を頂點とする武職の職銜である。従って、「誥命」を以て「都督僉事」を授ける、ということは制度上ありえないのである。

ただ、個人が武階と武職の職銜の兩方を有するというからには、例えば「都督僉事」（正二品）を授けた者に對して、對品の「驃騎將軍」（正二品）を授ける旨を記した「誥命」が出るはずではないか、それが無いのは、やはり「略式」ではないかという考え方があられるかもしれない。筆者は、武官の人事についてほとんど知識を持ち合わせておらず、また武官の場合は世襲も多かったから、文官の人事と性格は異なると言わなければならないが、文官の「誥命」の場合から推す限り、人事制度の流動的であった洪武、永樂期を除けば、文官、武官ともに、「職」に任命されると同時に、對品の「階」を授ける旨を記した誥命が發給されるということはまず無かつたであろうと考える。文官の場合、例えば、ある文官が六部尚書（正二品）に任命されると、彼は文階として「資善大夫」（正二品初授）を得る（従って、彼がその「職」と「階」のままで亡くなれば、「資善大夫戸部尚書某公」などとして、墓誌銘には記される）。その後、彼が、一定期間の在任（考滿）「秩滿」や、または「覃恩」によって陞授を得ることができれば、「資政大夫」（正二品陞授）を得、この際に、褒辭に飾られた、散官陞授を記した「誥命」を得ることができるといのが規定であった。<sup>(22)</sup>この故に、萬曆中期に首輔にまで陞つた王錫爵の文集の中には、彼が授けられた誥勅五道を収めているが、文林郎、奉直大夫、通議大夫、資政大夫、光祿大夫と、いずれも「陞授」の際の物となっている。<sup>(23)</sup>また馮琦は、翰林院編修、侍講であった頃に起草した、申時行に光祿大夫を授ける誥命など、二九道に及ぶ誥命の文章を文集に収めているが、それらの内、爵位や封贈に伴うもの以外の一五道は、すべて「陞授」のものである。<sup>(24)</sup>萬曆『大明會典』に、

在京の文職は、散官を初授するに、春秋に類題す。或いは覃恩に遇えば、概ね陞授を與う。惟だ考滿のみ舊に仍る。とあるように、<sup>(27)</sup>萬曆年間には、皇帝の覃恩による散官の授與は、陞授相當が一般的となっていた。無論、初授の「散階」を與える旨の誥命もあつたではある。<sup>(28)</sup>また春秋にまとめて題奏された「初授散官」がどのように具體的に管理されていたかについては、知見が及ばない。ただ、先に列擧した文集類が伝えるような萬曆時代の「誥命」の状況を見る限り、時代が下るにつれ、初授散官に對して「誥命」が附隨して發給されるということは無くなつていったものと推測される。すなわち、一般的には、「散官」が當人に「誥命」をもたらずには、時間が必要であつた。更に言えば、「將軍」名を持つ高位の武階を授ける誥文を、筆者は現在見つけることができていない。以上のことからすれば、明朝の兵部が、遠方にいる秀吉配下の者に對して、武職の職銜授與を劄付によつて傳えたのは、「誥命」との関係から論じるのであれば、略式とは言えない。

一方、一つ注意しておきたいのは、秀吉の家臣に與えた劄付には、割字、割印が無いということである。例えば、「都察院巡按江西二千三百三十九號勘合劄付」「端字一千五百九十一號勘合」<sup>(29)</sup>といった事例や、崇禎一四年に兵部が夏成徳に發給した、現存する劄付とは異なり、「勘合劄付」としての體裁と機能を備えていない。勘合としての體裁と機能を備えた劄付がどのような役割を果たしたかについては、次の史料が明瞭に示している。<sup>(30)</sup>

大理寺卿陳洽を改めて吏部左侍郎と爲し、郎中張宗周等を遣わし、吏部勘合二千道を以て治に付す。凡そ官を授くるに當りては、必ず總兵官新城侯張輔、左副將軍西平侯沐晟、兵部尙書劉儒と計議し、才を量りて職を授け、勘合を給與す。來朝の日、此に憑りて稽攷す。其の先に已に授職して如し碍げ無き者は、皆補して之を與う。勘合底簿は、填寫し完れば則ち奏繳す。

これは、永樂期に安南を併合した際に、「吏部勘合」二千枚を携えた吏部左侍郎らを派遣し、現地で安南人に官職を授けた際のものである。「來朝の日に、この吏部勘合（劄付）を證據として、チェツクを行う」とあることからわかるよう



に、「勘合劄付」が、「憑」（証明書、この場合は、現地に於いて授職された事実とその該當者であることの証明）となつている。この「勘合劄付」が「來朝」、つまり吏部に出頭することを前提にしていることは當然であろう。従つて、秀吉の家臣に與えた劄付に割字、割印が無かつたことは、發給した兵部が、今回、劄付によつて職銜を授與された對象者が北京に出頭することを念頭に置いていなかつたこと、要するに、武職の職銜授與のみを主たる目的としていたことを推察させる。

先に見た、秀吉の家臣への職銜授與に關する石星の上奏文に、「順義王舊例」という文言が見えることから明らかかなように、秀吉とその家臣に對する授封、授職は、「隆慶和議」（隆慶五年／一五七二）に際して、アルタン・ハーン（俺答）とその配下に對してとられた事例が、先例として大きく影響している。この「隆慶和議」から約二〇年後（そしてこれは、件の石星上奏の四年半ほど前のことではしかない）、中極殿大學士として首輔にあつた申時行は、陝西巡撫であつた趙可懷に宛てた手紙の中で、次のように述べた。<sup>(33)</sup>

俺答封を授かりて自り、僅に一王印にして、其他の吉能・青把都の輩の如き、或いは將軍或いは都督にして、止だ稱號有るのみ。<sup>(34)</sup>

この手紙が出された背景には、その當時、モンゴルの火落赤が青海地方を騷がせており、更に「印」を要求してきたことがある。吉能とはアルタン・ハーンの兄の子であるノヤンダラである。<sup>(35)</sup>隆慶和議に際して、アルタン・ハーンの弟である老把都（バイサハル）と長子である黃台吉（センゲ・ホンタイジ、第二代順義王）が「都督同知」を授かつたのに遅れて、吉能は隆慶五年六月に「都督同知」を授與された。<sup>(36)</sup>青把都とは老把都の息子である。<sup>(37)</sup>この「吉能、青把都らは、將軍や都督としての稱號があるに過ぎぬ」という申時行の言葉の中に、外夷の封王者の配下に「武職の職銜」を授與すること、このことに對する明朝中央の認識の程度と目的が如實に表れているであろう。實際にどのような方法、また文書の體裁をもつて、老把都、黃台吉、吉能らに「都督同知」が授けられたかは明瞭でない。現存する明代の檔案には「勅」と「劄付」でなされた武職人事を見ることができるとする。その中では、兵部が人事原案（「原擬」）を上奏し、皇帝の裁可を得た後、主事に

掲帖（恐らくそこに勅書の草稿も含まれていたと思われる）を持たせて翰林院に使用し、勅書の作成を依頼するという手続きの流れが散見される。<sup>40</sup> また、嘉靖三十七年（一五五八）四月、刑部尙書署兵部事の職にあった鄭曉は、薊鎮建昌副總兵都督僉事馬芳を大同左副總兵へ改授する提案を上奏し（この人事は却下された）、その際に「其馬芳勅書、查照原擬責任、另行請給」（馬芳に與える勅書は、原案にて定めた職責に基づき、別に勅書の發給を願う）と述べており、「勅」を必要とするような兵部の武職人事に關して、その手續きに嘉靖から崇禎まで目立った變化が無かったことが知られる。また、都司僉書への陞銜を劄付で以て傳えている事例もある。<sup>43</sup> ただ、残念ながら、手續きの實態を詳しく傳える史料は、「鎮戍兵制」（總兵、副總兵、參將、遊擊、守備）に關するものばかりであり、本節で問題にしている「五軍都督府——都司衛所制」下の高級武職の授職及びその傳達については不明な點が多い。「鎮戍兵制」の事例から推測する限り、それは「勅書」によってなされたと考えるのが自然とは思われる。従って、アルタン・ハーン麾下の老把都、黃台吉、吉能らにも、勅書でもって「都督同知」を授けた可能性が高い。ただ、隆慶帝がアルタン・ハーンに下した勅諭の中に、「爾弟爾子、及諸部落頭目、俱授以都督等官（爾の弟と子、及び諸部落の頭目には、全員に都督等の官を授ける）」と、既に授職すること自體については明言あることからすれば、個別の都督同知等の授職は、先に口頭による傳諭や、または「兵部劄付」による勘合文憑（證明書）を手渡し、後に勅書を換給するという處理をとつたことも十分に想定される。

以上をまとめれば、秀吉配下の家臣に勘合機能の無い劄付を以て授職の傳達がされたことについては、アルタン・ハーンの場合において、老把都、黃台吉への都督同知授職の勅書が、順義王冊封の勅書と少なくとも同時にもたらされていたこと、または後日の勅書換給を可能とする準備が豫め講じられていたことが論證されれば、それと對比して初めて明朝から些か略式に對應されたものと判断して差し支えないであろう。

畢竟、渡しきりの稱號と呼んでも差し支えない武職の職銜授與を傳達した「毛利劄付」「上杉劄付」は、當時の文書の體系と武職の職銜に對する見方の中で、明朝兵部として制度上とるべき、また、とりえる手段を選択して用いたに過ぎず、

それが「笥付」という文書形式であったという一事のみをもって、明朝の對應を評價することはやや粗略であるというのが、筆者の見解である。

## 第二章 「笥付」の修正痕とその事情

「毛利笥付」と「上杉笥付」とには、一部分を削り貫き、裏から紙を貼り付けて修正した箇所が、それぞれ二箇所ある。先の釋文内に枠で示した部分はその箇所であり、毛利笥付の場合は、「都督同知」の内、「同知」の二文字、上杉笥付の場合は、同じ「都督同知」の内、「督同知」の三文字が修正された箇所となっている。本章は、この修正がどのような事情でなされたかについて論じる。まず第一節において、この笥付が明朝兵部から發給されるに至った経緯について、史料を列挙しつつ示す（史料の前に附されたアルファベットは、後の考察を簡便に進めるための記號である）。續いて、笥付に見える修正痕に對する先行研究の解釋を紹介する。そして第二節において、先行研究の見解が成立しがたいことを論じ、筆者の考察を示す。<sup>(45)</sup>

### 第一節 「笥付」發給の経緯と先行研究の解釋

萬曆三二年（二五九四）二月七日頃、小西行長の家臣であった内藤如安（小西飛）が、交渉のために北京に到着し、兵部尙書石星から歡待を受けた。<sup>(46)</sup>

A…兵部等衙門題し、仰ぎて明旨を奉じ、以て東封を定めんが事の爲にす。職方清吏司案呈すらく、本月初七日、該本部前事を題するに、内に稱すらく、倭使小西飛等京に抵りたれば、禮部の題奉せる欽依の事理に遵照し、合に鴻臚寺に詣りて、習禮すること三日畢りたれば、十三日に於いて闕に赴きて朝見すべし。…<sup>(47)</sup>

そして、内藤如安は、秀吉麾下の授職を願いたい者について、その名簿を兵部尙書石星に提出した。

B…日本國差來せる小西飛驒守藤【藤】原如安、謹みて天朝兵部尙書太保石爺臺下に稟す。…

計開：

一、豊臣行長 豊臣三成 豊臣長成【盛】 豊臣吉繼 豊臣秀嘉【家】 以上五員、大都督に封ぜられんことを乞う。…

一、釋玄蘇は日本禪師に封ぜず。

一、豊臣家康 豊臣利家 豊臣秀保 豊臣秀俊【秋】 豊臣氏郷 豊臣輝元 平國保 豊臣隆景 豊臣晴信 豊臣義智 以上十員、亞都督に封ぜられんことを乞う。…

直だ未だ應に封ぜべきの人員を盡くさざる有れば、乞うらくは、老爺「大都督」の劄付十五張、「亞都督」の劄付二十張、「都督指揮」の劄付三十張、「亞指揮」の劄付五十張を給賜し、時に臨んで頒賞し、日本の大小臣僚をして、俱に天朝の爵秩を叨受し、天朝の命令に遵わしめんことを。

ここでは二つの點が注目される。一つ目は、毛利輝元の名前はあるが、上杉景勝の名前は見えないこと、二つ目は、官職を授けるべき人に對して、日本側で臨時に對應できるよう、大量の空名劄付を要求していることである。なお「大都督」「亞都督」といった實在しない職銜を記す水準の知識でありながら、「劄付」という公文書名を出すというあたり、背後で明朝側の人間による入れ知恵があったか、または日本側では「劄付」を既見であったのかなど、様々に想像され興味深い。一二月三〇日、兵部尙書石星からの題請を受け、李宗城（正使）、楊方亨（副使）が冊封使に任命された。<sup>(48)</sup>

C…兵部尙書石星の請を允し、勅すらく、臨淮侯勳衛李宗城 署都督僉事を授けて正使に充て、五軍營右副將署都督僉事楊方亨を以て副使に充て、各おの武官一品服を賜い、釜山にて倭を封じ、沈惟敬をして同に往かしむ。

年が明けて、萬曆二三年（二五九五）一月一二日、前章でも述べたように、石星は、アルタン・ハーンの際の舊例に従い、秀吉麾下に武職の職銜を授與する原案を上奏、これが許可されるに至った。<sup>(49)</sup> 以下に史料を再掲する。

D…兵部石星題す。關白表を具し、封を乞う。上特に准して封じて日本國王と爲す。査するに、隆慶年間初めて順義王に封ずるの舊例には、其の頭目の順を效す者、授くるに龍虎將軍等の職を以てし、朵顔三衛の頭目は、見にお各の都督等の官を授く。今平秀吉、既に皇上の錫封を受けたれば、則ち行長諸人は即ち天朝の臣子爲り。恭みて旨の下るを候ち、豊臣行長・豊臣秀家・豊臣長盛・豊臣三成・豊臣吉繼・豊臣家康・豊臣輝元・豊臣秀保を將て各おの都督僉事を授く。小西飛は、萬里に間關して納款す、仍ほ應に賞賚を加え、以て其の勞を旌わすべし。其の日本禪師僧玄蘇、應に給すべきの衣帽等の項は、本部俱に京營犒賞銀内において酌給す。旨を奉じたるに、議の如く行え、とあり。

重要な點は、ここにも二つある。一つ目は、明朝中央の判斷は、小西行長以下、わずかに八名に對して「都督僉事」を發給し、それ以外は景轍玄蘇と内藤如安のみを對象とするものであったということである。二つ目は、毛利輝元の名前は見えるものの、上杉景勝の名前はやはり見えぬということである。

そして、萬曆二十三年一月三〇日、日本を冊封するために、使者が派遣されることとなった。<sup>(50)</sup>

E…使を遣わし、日本を冊封す。

さて、簡付に修正がなされた背景について、先には大庭氏が沈惟敬らの工作进行を想像しているが、これは論證から導き出されたものではない。このことに初めて正面から取り組んだのは、米谷均氏である。氏の行論を支える根拠は、萬曆二三年一月二二日附の「萬曆帝詔書」(『江雲隨筆』建仁寺藏本謄寫本、東大史料編纂所所藏)である。氏は、この詔書本文の日附の後に引き續き記録された「大明皇帝贈進目錄」に着目した。その内容には

F…欽賞右都督家康」

「都督同知 利家 秀家 輝元 秀保 隆景 景勝 長盛」

「都督僉知【事】 三成 吉繼 玄以 正家 全【金】 宗 如清 正澄 行長」

と、當時の秀吉臣下の現実的な政治力の順位を反映した職銜授與（おおよそ五大老クラスが都督同知、五奉行クラスが都督僉事）が含まれていたのである（當然、ここには上杉景勝の名も見える）。すなわち、史料B（内藤如安が家臣の名簿を兵部に提出）、D（萬曆二十三年正月二日石星上奏、八名に都督僉事を授ける決定）、F（正月二日附萬曆帝詔書、及びその後に附された「大明皇帝贈進目錄」）に依據し、恐らく日本側は、明朝から授職を認められた者があまりに少なかったことから抗議を行い、明朝は重ねて調整を施し、Fに見られる最終決定を下したのであると解釋した。言い換えれば、明朝中央は、日本の抗議を認めて職銜授與の対象者を増やしたであろうというのである。そしてこの解釋を踏まえて、上杉筋付、毛利筋付に修正痕が見られるのは、正月二日の決定（兵部原案）内容が、正月二日の日附を持つ詔書内の内容へ變更された（具體的には、輝元の場合は、都督僉事から都督同知への陞銜といった）聯絡が兵部に充分行き届かなかったことを示すとされた。その上で、現存する筋付全てが二月四日の日附を持つことにも注意を拂い、冊封使は正月三〇日に既に北京を出発している（E）のであるから、既に出発した冊封使のあとを追って筋付は送り届けられたに相違なく、畢竟「上杉筋付」「毛利筋付」に残る修正痕は、明朝側の蒼惶とした發給事情の産物であると結論されたのである。

## 第二節 修正痕が語るもの

筆者は、前節で紹介した先行研究の見解に對して、三つの點から論じたい。

一つ目は、先行研究の行論の最も重要な柱である、『江雲隨筆』収録「萬曆帝詔書」の次に書かれた「大明皇帝贈進目錄」についてである。まず、皇帝が下した詔書の中に、「大明皇帝」といった他稱が含まれるはずはない。また「目錄」という言葉は、中國側の史料では通常、我々が言う「本の内容の目次」を指し、所謂「贈り物一覽」と言った意味には用いないであろう。何より、豊臣秀吉を日本國王に封じるといふ、極めて重要な内容に關する「詔書」において、贈り物や家臣への個別授職といった現実的な内容が併記されるとは到底考えにくい。このようなことは、勅書でなされれば十分に

ある。無論「詔」も多様であり、例えば「即位詔」のように中外に咸知させるようなものには、現実的な恩典が「合行事宜」として箇條書きで附される場合がある。しかし、その場合も、本文の中に「所有合行事宜、條示于後」(後に箇條書きにする)と明示されるのが常である。談遷は、自著『國權』と『棗林雜俎』の両方に、豊臣秀吉を日本國王に詔封した文言を載せるが、そこに「目錄」、或いは「計開」の類いは併記されていない。それは、実際にそのようなものが無かったからであろう。即ち、「大明皇帝贈進目錄」に含まれる授職を、萬曆二十三年一月二一日時點での明朝の判断とすることはできない。<sup>(54)</sup>

二つ目は、假に、毛利輝元に授與する豫定であった「都督僉事」の職銜を、「都督同知」に格上げするといった、大幅な變更内容を含む「萬曆帝詔書」が作成されたとして、その内容の聯絡が石星に行き届かないということがあるだろうか、という點である。もし、「詔書」が作成されたとすれば、必ずや内閣首輔である趙志皐が關與するはずである。そして趙志皐と兵部尙書石星は、例えば、萬曆二十二年二月二〇日に關左門において、内藤如安に對する研審が行われた際<sup>(55)</sup>のように、席を同じくする機會はそれなりであったであろう。そもそも石星と彼を全面的に支持する趙志皐との關係は、當時の官界では周知のことであった。萬曆二十四年五月に河南道監察御史周孔教は、當の二人を共に彈劾して「力排公議、從臾石星。爲此禍階、實爲戎首。是志皐誤國之罪、不在石星下」(公議を排することに執心し、石星におもねった。ここに禍が始まり、(趙志皐こそ)實に張本人である。志皐が國を誤った罪は、石星より甚だしい)と述べたが、ここからも二人の關係に對する官界での捉え方を知ることができよう。これらのことからすれば、兵部が原案提出權を握る武職の人事について、首輔趙志皐が尙書の石星に諮ることなく、獨自に處理をするとはおよそ考えられない。

三つ目は、「冊封使は正月三〇日に既に北京を出發していた」という點についてである。これは、『明實錄』萬曆二十三年正月癸卯之條に「遣使、冊封日本」(E)とあることに基づき、古くは中村榮孝氏から近年の三木聰<sup>(57)</sup>「萬曆封倭考」<sup>(58)</sup>まで、すべての先行研究がそのように見なしている。また、二月三日に沈惟敬に出された勅諭の中に

朝廷其の恭順他無きを察し、特に廷議を采り、已に正副使二員を遣わし、詔を齎して往きて平秀吉を封じて日本國王と爲し、其れをして暫く遼左に駐し、報を待ちて方めて行かしむ。

と、「已遣」という文言が見えるから、「既に出發していた」と讀むのは自然である。しかし、果たして本當にそうであらうか。筆者は別の可能性があると考える。このことを以下に論じたい。

『萬曆起居注』一三年二月九日壬子之條には、次のように見える。

九日壬子

・ 詔して日本國王平秀吉を封ず。皇帝詔して曰く、朕 天の明命を受け、∴故に茲に詔示す。威をして知悉せしめよ。  
・ 日本國王平秀吉に勅諭す。朕恭みて天命を承け∴、王章赫たる有り。欽めよや。故に諭す。∴

・ 日本國王平秀吉を封ずるの誥文、皇帝制して曰く、聖仁廣運、∴永く聲教に遵え。欽めよや。

・ 皇帝 署都督僉事李宗城・楊方亨に勅諭す。我國家 四夷の臣服せる者において、皆な其の長に賜うに封號を以てし、使を遣わし册命し、用て外無きの治を彰かにす。∴欽めよや。故に諭す。

ここで注目されるのは、正使李宗城と副使楊方亨に勅諭が出されていることである。沈惟敬を含む三名それぞれに勅書を發給すること自體は、前年の一二月には既に決定されていた。萬曆二十三年一二月癸亥、署兵科事刑科左給事中であつた徐成楚は、秀吉册封が未だ實現に至らないことに關して上奏を行ったが、『萬曆邸鈔』に、その上奏文の一部が抄録されており、そこからそのような決定がなされていたことを知ることができる。<sup>(61)</sup>

兵科徐成楚題すらく、東封事を竣ふるに期無し。査し得たるに、萬曆二十二年十二月、該兵部聖諭を欽奉せんが事の爲にす。旨有り、李宗城は都督僉事を授けて正使に充て、楊方亨は原官を以て副使に充て、各おの武官一品の服色を賜う。沈惟敬他に着して去かしめよ。都て勅を寫して他に與へよ。

兵科のトップを兼任していた徐成楚にとつて、過去に兵部が行つた上奏文の寫しを調査することは容易であつたらう。そ



の彼が引用した、萬曆二二年一二月に出された聖旨には、「李宗城、楊方亨、沈惟敬三人全員に勅書を發給せよ」と既に指示されてあつたのである。従つて、この三人が發給される勅書を待つていた（または、待たされていた）ことは疑いない。そして、その勅が正使李宗城と副使楊方亨に下されたのは、二月九日であつたのである。

更に、『萬曆起居注』は、翌一〇日の記事に、大學士趙志皐・陳于陞・沈一貫による以下のような上奏を載せている。<sup>(62)</sup>

十日癸丑 大學士趙志皐・陳于陞・沈一貫題すらく、今日文書官 兵部的一本、尙書石星 薊遼總督孫鑛等の奏する所の封倭事宜を議覆するに係るを發下し、臣等をして擬票せしむ。臣等竊かに思うに、東封の一事、遲疑すること已經に二年たり。…且つ今詔勅已に頒され、封使將に行かんとす。若し復た遲留有らば、何を以つてか天朝命令の信を彰かにし、遠夷瞻望の心を慰めんや。伏して乞うらくは、皇上 兵部の請を俯允し、嚴しく李宗城に諭して作速に前み去かしめんことを。沈惟敬は首議の人爲れば、亦た亟やかに與に同往し、以て此の事を完らしめん。

封貢推進派である趙志皐のこの語り口から、一日も早く封貢を實現させたいという意思を十二分に感じ取ることが出来る。その彼が「既に詔勅は頒給され、冊封使はまさに行くところとしてゐる」といい、更に「嚴重に李宗城に命令して、急ぎ進ませますように」と主張してゐるのである。このことと、前日九日に「李宗城・楊方亨に勅諭す」とある『萬曆起居注』の内容とを併せ考えれば、次のように推論できよう。すなわち、冊封使は、萬曆二三年二月一〇日前後、まだ北京にいたのではあるまいか。<sup>(63)</sup>

もし、假にそうだとするならば、當然、『明實錄』萬曆二三年正月癸卯之條に「遣使、冊封日本」(E)とあるのをどう解釋するかという問題が生じる。筆者は、これを出發命令が出された日である、と考えたい。『明實錄』萬曆二四年(二五九六)五月庚午之條には、兵部尙書石星の上奏文が残されているが、その一節に次のように見える。

若し科臣 命を奉ずれども、其の請勅等の項を計れば、旬日にして始めて出京するを得たり。即い兼程して前み去くとも、亦必ずや兩月にして始めて到らん。

萬曆二四年（一五九六）四月三日の夜、正使李宗城は釜山の倭營から出奔し、その結果、李宗城に替わって誰を正使に立てるべきかという問題が発生した。萬曆帝は六科給事中を派遣したい意向であったが、これに對して趙志臯や石星らが聯日反對の上奏を行った。<sup>(65)</sup>この石星の上奏は、その中の一つである。「もし、科臣が命令を奉じても、勅書發給などの時間を計算すれば、一〇日経つてからやっと北京を出發することができる。例え、晝夜兼行しても、二箇月を費やして、やっと釜山の倭營に到着できる」という石星の言葉からは、先の趙志臯の上奏と同様に、一日も早く封貢を推進したいという苛立ちと焦りの感情を読み取ることができる。そしてその中で、「奉命」から「勅書發給」までには時間がかかるのだ、とはつきり述べている。つまり、これまでのことを整理すれば、

1、萬曆二二年一二月に李宗城、楊方亨、沈惟敬三人全員に勅書を發給することは決定

2、萬曆二三年正月三〇日、出發の命令が下る（勅書作成も進行）

3、萬曆二三年二月三日、沈惟敬に勅諭下る

4、萬曆二三年二月九日、李宗城、楊方亨に勅諭下る

大凡このような時間軸に沿って事は進み、その後冊封使は北京を出立したのではないかと考えることができよう。<sup>(66)</sup>このように考えれば、「毛利劄付」「上杉劄付」に見える日附が二月四日であることも無理なく落ち着く。

筆者は以上のような論證から、先行研究のいう「明朝側の蒼惶とした發給事情の産物」という見解は成立しえないと考える。それでは、毛利劄付と上杉劄付には、何故に修正痕があるのであろうか。

今一度確認すれば、毛利劄付では、「將豊臣輝元、授都督同知官職」「右劄付都督同知豊臣輝元。准此。」とある内、割り貫かれた部分に裏から貼り附けられた紙の上に「同知」の二文字が記されており、上杉劄付では、「將豊臣景勝、授都督同知官職」「右劄付都督同知豊臣景勝。准此。」とある内、同じく割り貫かれた部分に裏から貼り附けられた紙の上に「督同知」の三文字が記されている。<sup>(67)</sup>一見して、前者が「都督」で始まる四文字の職銜を、後者が「都」で始まる四文字

の職銜を改變するために、割り貫き後補したのだと察しがつく。<sup>(68)</sup>そこで明代の高級武職を一瞥すれば、以下の通りである。  
・明代の武職職銜

五軍都督府：中央に置かれた兵制の最高統帥機關。

左都督・右都督 ……正一品

都督同知 ……從一品

都督僉事 ……正二品

都指揮使司：五軍都督府の下で、地方の軍隊を統括する。

都指揮使 ……正二品

都指揮同知 ……從二品

都指揮僉事 ……正三品

従って、毛利箭付の方は、元々「都督僉事」とあった箇所を「都督同知」に修正し、上杉箭付の方は、元々「都指揮使」とあった箇所を「都督同知」に修正したと推測される。都督僉事と都指揮使は同官品ではあるが、

一、祖制、都指揮使は功一級を獲て、都督僉事に陞る。都督僉事は都督同知に陞り、都督同知は右都督に陞り、右都督は左都督に陞る。

と言われるように<sup>(69)</sup>、武官の人事體系内では都督僉事の方が上位であった。つまり、兩箭付に見える修正は陞銜を意圖したものである。それでは、何故陞銜の修正が必要となったのであろう。それは以下のような事情であったに違いない。元々、毛利輝元には、都督僉事の授職が認められていた(D)から、明朝兵部から「都督僉事」の授與を傳達する箭付が實際に發給されていたであらう。それを「都督同知」に修正したのは、秀吉側の事情であったと考えられる。石星が原案を提出し、都督僉事の職銜授與を認められた八名を見ると、そこに石田三成の名前も見える。即ち、「五大老」の一人である毛

利輝元が、所謂「五奉行」クラスと同じ「都督僉事」というのでは、豊臣政權下の政治力の強さから見て釣り合いがとれない。そこで、當初「都督僉事」とあったものを、「都督同知」と修正することによって格差を作り出したのであろう。<sup>(70)</sup>

そもそも、筆者は、明朝が都督同知の職銜を秀吉の家臣に與える道理はないと考える。それは、前章でも述べたように、豊臣秀吉とその家臣に對する授封、授職がアルタン・ハーンの事例を先例としているからである。隆慶和議に際しては、老把都、黃台吉、吉能にのみ中央の五軍都督府の武職である「都督同知」の職銜が與えられた。<sup>(71)</sup> この三人は、例えば總督宣大山西軍務として、アルタン・ハーンとの交渉を最前線で指揮した王崇古が、

今俺答は年七十に近く、其の弟老把都、子侄黃台吉、吉能、各年五十を逾え、皆昔の強壯に非ず。<sup>(72)</sup>  
 と述べ、また彼と共に隆慶和議締結に重要な役割を果たした張四維が

但だ稱する所の東西達子とは、果たして何を指すやを知らず。若し東虜土蠻を指して東と爲さば、則ち西邊達子に敢へて彼と抗る無し。將た何者を以てか西と爲さん。若し散處せる部落を指さば、大約皆俺・黃・把都・吉能に服屬する所の者たり。…<sup>(73)</sup>

と書いているように、アルタン・ハーンと列擧される北虜の實力者として、明朝側に認識され、常に警戒されていた。彼らにして初めて「都督同知」であったのである。明朝中央に大した情報のない秀吉の臣下などは、この「隆慶和議」の先例を基準とすれば、「都督同知」より下の「都督僉事」が關の山であったのは當然と言わなければならない。そして、この明朝によるアルタン側の人間への授職すら、夙に和田清が「之を三衛や女直の諸酋が都督・都指揮等の顯官に任ぜられたのに比べると、頗る卑いといはざるを得ない」と指摘したように、更なる舊例から見れば低く抑えられたものであった。これらのことを總合すれば、明朝による秀吉の臣下への職銜授與が「都督僉事」を上限としたことは、舊例を土臺に、兵部が把握している日本の情報と照らし合わせてなされた判断であったと考えて間違いない。つまり、明朝中央が日本側の抗議を受け入れて、「都督僉事」の職銜授與を「都督同知」へと公式に切り替える制度的、論理的な必然性は全くない。<sup>(75)</sup>

また、上杉劔付については、次のように考えられる。元々兵部尙書石星は、上杉景勝に對しては劔付を發給しなかつた(D)。實際、日本側の内藤如安も要求していなかつた(B)。しかし、日本において諸大名に頒給する上で、毛利輝元と肩を並べる上杉景勝に職銜授與の劔付がないのは、頭の痛い問題であつたろう。そこで、毛利輝元と同じ「都督同知」の劔付を作るために、空名で發給されていた(B)「都督同知」の劔付を修正し、「都督同知」の劔付を修正し、「都督同知」に貼り換えたのであろう。

ただし、残念ながら、これらの修正がいつどこでなされたのかを正確に把握することは困難である。高嶋晶彦氏の研究によれば、「毛利劔付」「上杉劔付」「前田劔付」の料紙はいずれも竹紙であり、このことは、劔付本紙が中國で生産されたことを物語っている。しかし「毛利劔付」の修正のために貼り附けられた紙は竹紙(つまり中國紙)であるのに對し、上杉劔付のそれは雁皮紙(つまり和紙)であるという。更に、毛利劔付と上杉劔付とに使用されている「豊臣輝元」「豊臣景勝」の「豊」の字が、前者は中國で使用される字體の「豊」である(これは、毛利輝元に對しては明朝兵部が「都督僉事」の劔付を發給していたという事實と整合する)のに對し、後者の方は日本で使われる字體の「豊」であることを考え合わせる。と、毛利劔付と上杉劔付に對する修正、すなわち「都督同知」の職銜授與を傳達する劔付として仕上げ直す作業が、同時になされたとは限らず、毛利劔付の貼り替えは中國・朝鮮でなされ、上杉劔付の貼り替えは日本でなされたという可能性をも示唆する。現状では、その工作は、楊方亨・沈惟敬・内藤如安・小西行長といった、交渉の最前線にいた日中雙方の者が深く關わる場所ではなされたものと推察するにとどめておきたい。

その一方で、明朝の武職の職銜授與が、最終的に日本において、「大明皇帝贈進目錄」として今に書き傳えられているような、當時の秀吉臣下の政治力の順位を反映した形でなされたという事實、これは秀吉側の人間の手によるものであり、明朝中央の公式な決定とは全く無關係である。このことは、凡そ間違いないところと結論できるであろう。

## 結語

内閣首輔趙志皐と強い繋がりを持つ兵部尙書石星は、一方で近世中國王朝が自らの支配體制を維持し、國家を運營する上で根本に据えた「先例中心主義」の規範を守り、「隆慶和議」の事例を根據として秀吉側に對應し、もう一方で自らの裁量權と渡しきりの稱號を驅使しながら現實の冊封交渉を速やかに推進しようとした。日本に現存する明朝兵部發給「劄付」は、はつきりとそのことを示している。また、その紙面に加えられた修正痕は、中華帝國から得られるものに細工と加工を施し、自分たちの序列へと當てはめて最大限に利用しようとする豊臣政權の現實主義的な姿を映し出している。そして、一つのモノ——修正痕を持つ明朝兵部發給「劄付」——として見るとき、言わば、二つの天下を渡り歩いたこの「劄付」は、雙方の譲らぬ意志と柔軟なしたたかさが表出した一片のように思われるのである。

## 謝辭

本稿で用いた「劄付」の閲覽に關しては、上杉神社の大乗寺順子氏、米澤市上杉博物館の角屋由美子氏、毛利博物館の柴原直樹氏から多大な協力を得た。ここに深く感謝の意を表したい。なお本研究の一部は、日本學術振興會科學研究費基盤研究(C) No. 16K03070によった。

## 註

(1) 日本では「文祿・慶長の役」、朝鮮では「壬辰・丁酉倭亂」、中國では「萬曆朝鮮之役」と呼稱される一五九二〜八年の戰爭を、東アジアで共有できる意義づけを持たせるとの觀點から「壬辰戰爭」と呼ぶ。この觀點は、例えば鄭杜熙・李璟珣『壬辰戰爭』(明石書店、二〇〇八年)に見

られ、また近年では新宮學氏によって改めて提唱されている(「壬辰戰爭期、上杉景勝に贈られた明服補子再考」、二〇一八年度東北史學會、東洋史部會報告)。本稿もこれに従う。

(2) 「明主豊公に贈れる書及び上杉小西等諸士への劄付」と

名付けられた文章には、漢文學者岡田正之(一八六四—一九二七)による豊臣秀吉宛詰命及び上杉景勝宛劄付の寫しと、漢學者鹽谷時敏(青山、一八五五—一九二五)による解説が附されている。

- (3) 同書、第二章、一〇三、小西如安の請願書(七四—七四八頁)。  
 (4) 同『日鮮關係史の研究』中、吉川弘文館。特に二二頁、註(54)を参照。  
 (5) 『關西大學東西學術研究所紀要』四集、一九七一年、後『古代中世における日中關係史の研究』、同朋舎出版、一九九六年所收。  
 (6) 『西村山地域史の研究』一八號、二〇〇〇年。  
 (7) 山本博文・堀新・曾根勇二編『豊臣政權の正體』、柏書房、二〇一四年所收。  
 (8) 黒嶋敏・屋良健一郎編『琉球史料學の船出——いま、歴史情報の海へ』、勉誠出版、二〇一七年所收。  
 (9) この調査は、小島浩之氏が中心となつて進めた「東アジア古文書學プロジェクト」の一環となされたもので、本稿も筆者がその調査に同行を認められ、共同で研究したことが土臺となつている。そのため、須田論文と内容に重複する箇所があり、なるべく注記した。是非併せて参照されたい。
- (10) 劄付の傳來状況については以下の通り。  
 ・上杉景勝宛：【劄付】上杉神社(山形縣米澤市)所藏  
 (本稿では「上杉劄付」と略稱)

・毛利輝元宛：【劄付】毛利博物館(山口縣防府市)所藏  
 (【毛利劄付】と略稱)

・前田玄以宛：【劄付】(前田劄付)と略稱) 【模本】

共に東京大學史料編纂所(東京都)所藏

・景輦玄蘇宛：【劄付模本】松浦史料博物館(長崎縣平

戸市)所藏

【劄付寫】西山寺(長崎縣對馬市)所藏

・小早川隆景宛：【劄付寫】『大日本古文书 小早川家文書之二』三八五頁

\* 上記以外に、徳川家康宛劄付の本文が『景勝公御年譜』卷一八に記録されるが、その日附は「萬曆貳拾參年貳月 日」となっており、日に數字を缺いている。『上杉家御年譜』原本の調査には、上杉博物館の

角屋由美子氏の協力を得た。記して謝意を表したい。

なお、景輦玄蘇宛劄付は、元々對馬の西山寺に所藏されていた。現在松浦史料博物館に所藏される模本には、以厩庵八二代輪番僧梅莊顯常(蕉中)による書き込みがあり、それによれば、その模本は天明元年(一七八一)一月に、彼が同寺において臨寫したものであるという(大庭脩氏はこれを松浦靜山の命によるものとする(前掲註(5)、大庭著書、二八五頁、註(19))。彼は兵部尙書石星のサインを判讀できず、「石」を「可」と誤解しており、第一線で外交に携わる彼ほどの「碩學」僧をもってしても、近世中國王朝の公文書の形式などはその學識の埒外であったことが分かる。更に、日附にあたる「初四」の判讀にも不安

を抱いていたらしく、後日、玄蘇の『仙巢稿』の中にこの  
 箭付の寫しがある（『仙巢稿』下所收）ことを見つけ、誤  
 讀でないことに安堵したのか、以酹庵においてその事情を  
 先の書き込みに追記までした。彼は天明三年（一七八三）  
 五月まで輪番僧の任期を務めあげた（池内敏『絶海の碩學  
 近世日朝外交史研究』（名古屋大學出版會、二〇一七年）  
 第一三章「梅莊顯常と朝鮮」を参照）が、その頃に藩主松  
 浦靜山が平戸城内に置いた樂歲堂文庫に收藏されたものと思  
 われる。『樂歲堂藏書目錄』は「藤原順職」（天明六年  
 （一七八六）より側用人）らによる天明乙巳（五年、一七八  
 五）七月附の序文を掲げるが、その「律令」の部門に「萬  
 曆二十三年二月明神宗授僧玄蘇日本本光禪師官職勅書 模  
 本 一 勅書二百二字、藏在于對馬西山寺」と見え、また  
 模本自體にも「平戸藩藏書」「樂歲堂圖書記」の押印があ  
 る（序文に従えば、更に「子孫永寶」の印もあるはずだが、  
 これは見当たらない）。箭付を發給された當の景敏玄蘇は、  
 これを兵部尙書からの「箭付」と理解していた（先掲『仙  
 巢稿』下）し、文政八年（一八一）に平山東山が編んだ  
 『津島紀事』にも、鶴翼山西山寺の什物として「箭付」と  
 記される。しかし一方で、この箭付が、『樂歲堂藏書目錄』  
 において神宗萬曆帝からの「勅書」と誤記されていること  
 は、藩校維新館の監學クラスの學識者が編纂に參與してい  
 たことや、樂歲堂には『大明會典』も所藏されていたこと  
 を考えれば、近世中國王朝の制度に對する理解がこのよう  
 な方面では必要とされていなかったことを示唆するとも

に、やはりその知識を身につけること自體が容易ではな  
 かった小さな例證と見なせよう。

- (11) ただし、兩者には用いられている字體に顯著な相違があ  
 る。毛利箭付に使用されている字體は、開成石經標準字體  
 から『康熙字典』へと續く楷書體であるのに對し、上杉箭  
 付のそれは、初唐書寫標準字體に見られる、所謂「異體  
 字」「俗字」の類を多く含んでいる。少なくとも、兩文書  
 を書した人間が異なることは間違いない。後述する「豊」  
 の字體の問題や上杉箭付の修正に用いられている紙が日本  
 産の雁皮紙であること、更には、「このごろ」の意味で用  
 いられている「頃」の字を、上杉箭付、前田箭付では  
 「傾」と誤っている點などを考慮すると、箭付本文もまた  
 日本人による書寫であった（すなわち「空名箭付」とは  
 本文を有していなかった）可能性すらあるが、字體に關す  
 る分析については、力が及ばなかった。今後の課題とした  
 い。なお、字體については石塚晴通『漢字字體史研究』  
 （勉誠出版、二〇一二年）、笹原宏之『國字の位相と展開』  
 （三省堂、二〇〇七年）を参照した。
- (12) 『嘉靖三十八年進士登科錄』。
- (13) 『明實錄』萬曆一五年三月戊戌之條。
- (14) 『明實錄』萬曆一八年三月壬戌之條。
- (15) 『明實錄』萬曆一八年八月丁未之條。
- (16) 『明實錄』萬曆二五年九月壬辰之條。
- (17) 『明實錄』萬曆二三年正月乙酉之條。
- (18) 最も一般的な定型句は、「擬合執行。爲此合箭。」である。



- (19) 例えば、前掲註(5)、大庭著書、二八二頁、及び前掲註(7)、米谷論文、二七九頁など。
- (20) 『諸司職掌』 兵部、司馬部、誥勅。  
凡武官所授、一品至五品、曰誥命。六品以下、曰勅命。
- (21) 萬曆『大明會典』卷一二二、兵部五、誥勅。『洪武禮制』、文武階勳、武職によれば、國初には、從八品初授の「進義副尉」、陞授の「保義副尉」まで用意されていた。これは、元朝の制度を踏襲したものである。
- (22) 萬曆『吏部職掌』驗封清吏司、誥勅文職。  
一、兩京堂上四品以上官員及欽天監、太醫院、翰林院正官三品、考滿、請給誥命者、本部不敢定擬、照諸司職掌事例具題、取自上裁。  
一、兩京五品以下官員、三年考滿、請給誥勅、各衙門具無碍結狀、行移本司、查勘明白、照例類題。  
なお、現存する『吏部職掌』の版本については、潘星輝『明代文官銓選制度研究』(北京大學出版社、二〇〇五年)、附録1、「現存明代『吏部職掌』版本考」を参照。
- (23) 『王文肅公文集』卷五四、勅命。
- (24) 申時行が特進光祿大夫を授けられたことは、『明實錄』萬曆一三年(一五八五)五月丙戌之條に見える。馮琦は萬曆七年(一五七九)九月から翰林院編修(『明實錄』同年月己巳之條)、そして一五年(一五八七)二月には侍講に陞任(戊寅之條)、その後も萬曆一三年四月に翰林院侍讀學士から禮部右侍郎を拜命する(『明實錄』同年月庚戌之條)まで、長く翰林院官にあった。
- (25) 『宗伯集』卷二八、誥勅部。
- (26) その他、顧天竣『顧太史文集』卷之一、誥勅に収めるものも同様である。
- (27) 『大明會典』卷之六、吏部五、驗封清吏司、散官。
- (28) 一例として、『東里續集』卷二六、神道碑、戸部尚書古公神道碑銘に  
洪熙中、改通政使。是歲陞戸部尚書、授資善大夫、賜誥命、追贈二代。
- とある。古朴が戸部尚書となったのは、洪熙元年(一四二五)頃のことである。ただこの例も「追贈」を目的とした誥命と讀むべきかもしれない。
- (29) 郭應聘『郭襄靖公遺集』卷之一三、給由請乞歸養議。
- (30) 『王文肅公文集』卷五四、工部造墳劄付。
- (31) この劄付に關しては、前掲註(8)、須田論文、二九〇頁を参照のこと。
- (32) 『明實錄』永樂五年六月癸未之條。この史料は岩井茂樹氏の示教による。記して謝意を表したい。
- (33) 『編扉簡牘』卷之九、「答趙寧宇巡撫(又)」。寧宇は趙可懷の號(嘉靖乙丑科進士同年鄉籍)。恐らく萬曆一八年八月頃に書かれた手紙と推測される。
- (34) この場合の「將軍」とは龍虎將軍を指す。例えば、黃台吉やその長子扯力克(チェルゲ、第三代順義王)が龍虎將軍を授かっていたことは、『明實錄』萬曆一一年閏二月甲子之條に見え、また切盡黃台吉(フトウクタイ・セチェン・ホントイジ、吉能の甥)についても、蕭大亨『北虜世

系」に見える。この「龍虎將軍」について、于愼行は「龍虎將軍者、公卿無此官、以號蠻夷、彼以其名壯、必甚自喜、而與名器無損」(『穀山筆塵』卷一、籌邊)とのべ、和田清も「此上なき名譽の稱號」とする(『東亞史研究』蒙古篇)『東洋文庫、一九五九年、六七七頁)。于愼行ほど制度に詳しい人間が「公卿無此官」とまでいうのであるからには、彼が見落としたとは考えにくい。武階正二品の加授・贈が「龍虎將軍上護國」であることは指摘しておきたい。

(35) 萩原淳平『明代蒙古史研究』(同朋舎出版、一九八〇年)、第五章第四節、三七八頁以下を参照。

(36) 岡田英弘譯注『蒙古源流』(刀水書房、二〇〇四年)、第六章、二五〇頁以下、及び、前掲註(34)、和田著書、七二六頁を参照。

(37) 「隆慶和議(隆慶封貢)」の際の授職の詳細については、葉向高『蒼霞草』卷二〇、北虜考に、

五年三月、封俺答爲順義王、昆都力哈及黃台吉爲都督同知。把漢那吉爲指揮使、賓免台吉等十八人爲指揮同知、那木台吉等十九人爲指揮僉事、打兒漢台吉等十八人爲正千戶、呵拜台吉等十二人爲副千戶、恰台吉等二人爲百戶。昆都力哈即老把都也。

と見える。また「北狄順義王俺答等臣貢表文」(『玄覽堂叢書』所收)にも授職者が記され、「指揮同知」を一〇名、「指揮僉事」を一八名とする以外は、葉「北虜考」と一致している。

(38) 『明實錄』隆慶五年六月甲辰之條。  
于是授吉能都督同知。

アルタン・ハーンの配下の中でも屈指の實力者であった吉能にのみ授職がなされていなかったことについて、宣大總督の王崇古が「且夷虜性急而耻卑、…必發憤而爲寇」と問題視した結果(『明實錄』隆慶五年三月庚寅之條)、この授職がなされた。そもそも、王崇古は隆慶五年二月の段階で、「其餘大枝、如老把都及吉囊長子吉能、俺答長子黃台吉、俱宜授以都督職銜、如三衛故事」(『明實錄』隆慶五年二月庚子之條)として、吉能にも授職することを提案していたが、廷臣の會議ではこれが認められなかったようである。

(39) 萬曆『大明會典』卷之一〇七、禮部六五、朝貢三、順義王。

一、老把都後爲青把都台吉等。

また、前掲註(34)、和田著書、四九三頁。

(40) 例えば、中國第一歴史檔案館・遼寧省檔案館編『中國明朝檔案總匯』(廣西師範大學出版社、二〇〇一年)第四八冊、一九二頁、「爲福興等處總兵裴希度任職請寫勅書事行稿」。この文書は日附を缺くが、裴希度は天啓七年三月に遊撃から參將へ陞任している(『明實錄』同年月丁丑之條)ことから、崇禎期のものであることは間違いない。なお、領班武官の人事が勅書でなされていたことについては、彭勇「明代領班武官勅書」坐名、試析(『明史研究論叢』第八輯、二〇一〇年)の專論がある。

(41) 『明實錄』嘉靖三十七年四月戊辰之條。

- (42) 『端簡鄭公文集』卷二二中、兵部類、議處重鎮將官疏。
- (43) 『中國明朝檔案總匯』第四一冊、三四六頁、「兵部爲章世美等員陞銜請札事行稿」。なお、都司の武官ポストについては、荷見守義「明代都司掌印官の基礎的考察——遼東都司の場合——」（『人文研紀要』第八五號、二〇一六年）を参照。
- (44) 『明實錄』隆慶五年三月己丑之條。
- (45) 本章において論じる、笏付が日本側の事情によって改作されたとする内容については、既に前掲註（8）、須田論文が詳述するところであり、筆者は須田氏の推論が全面的に正しいと考える。本節は、その論点について、特に明朝の制度史と政治史の側面から補強的に論じるに過ぎない。
- (46) 宋應昌『經略復國要編』、後附、兵部等衙門題爲仰奉明旨以定東封事。また諸葛元聲『兩朝平攘錄』日本上には、十二月初七抵京、石司馬禮待甚優。如安等過闕不下、亦不校、館遇如王公。
- と大層な歓待であったことを記す。
- (47) 『經略復國要編』、後附、小西飛稟帖。
- (48) 『明實錄』萬曆二十二年二月癸酉之條。また『國權』同日之條にも以下のように見える。
- 從石星之請、命臨淮侯勳衛署都督僉事李宗城、五軍營右副將署都督僉事楊方亨、各賜一品服、往封平秀吉。
- (49) 註（17）を参照。また『國權』同日之條では、内藤如安に對する授與についても言及する。
- 授日本豐臣行長、豐臣秀家、豐臣長盛、豐臣王盛（三成）、
- 豐臣吉繼、豐臣家康、豐臣輝元、豐臣秀保、各都督僉事。日本禪師僧玄蘇、給衣帽。小西飛授都指揮使。
- (50) 『明實錄』萬曆三年正月癸卯之條。
- (51) 前掲註（5）、大庭著書、二八二頁。また前掲註（6）、新宮論文、註（41）にも貼り替えの指摘がある。
- (52) ここで問題になるのは、「五奉行」の一員であるにも関わらず、増田長盛が「都督同知」を得ることになっていることである。このことは、最終的な日本側での笏付修改に彼が關與していた可能性などを推測させるが、増田長盛の當時の行動、また秀吉政權で占めていた位置も含めて、筆者はこれらを十分に説明するだけの力を持たない。この点についても前掲註（8）、須田論文二八四頁を参照。
- (53) 『國權』萬曆二十二年二月辛亥（八日）之條、及び『棗林雜俎』智集、逸典、日本關白求封。後者では、この日附を「二月壬子（九日）」に繋げ、更に、「勅諭」と「詰文」も収録する。『國權』の日附がしばしば杜撰であること、後述するように『萬曆起居注』が九日壬子の條に、詔、勅諭、詰文を記載していることからすれば、『棗林雜俎』の日附が正しいかと推測されるが、談遷が兩著作で日附を異にしている理由は不詳。なお現在、勅諭は宮内廳書陵部に、詰命は大阪歴史博物館に所藏される。日附はいずれも「正月二十一日」である。
- (54) 前掲註（8）、須田論文、二七五頁以下も参照されたい。
- (55) 『經略復國要編』後附、兵部等衙門一本、欽奉聖諭事。臣等欽遵、於本月二十日、會集內閣大學士趙志臯等、

後府掌府事國公徐文璧等、吏部尙書孫丕揚等、吏科等科左給事中耿隨龍等、浙江等道御史崔景榮等於左闕、將倭使小西飛請封始末情由、備細開款、研加詳審、令其逐一登答。

(56) 『周中丞疏稿』所收『西臺疏稿』卷之一、東封誤國亟賜議處疏。

(57) 前掲註(4)、中村著書、一九八頁。

(58) 『萬曆封倭考(その二)』——萬曆二十二年五月の「封貢」中止をめぐって——「北海道大學文學研究科紀要」一〇九號、二〇〇三年、及び「萬曆封倭考(その二)——萬曆二十四年五月の九卿・科道會議をめぐって」『北海道大學文學研究科紀要』一一三號、二〇〇四年。のち『傳統中國と福建社會』(汲古書院、二〇一五年)に附篇として所収。

(59) 『明實錄』萬曆二十二年二月丙午之條。

(60) 『明實錄』同日之條。

(62) 『萬曆起居注』萬曆二十三年二月一〇日癸丑之條。なお、『明實錄』同日之條にも、同様の内容が記される。

(63) また筆者は、李宗城が出發を畫っていた側面もあるのではないかと考えている。『明實錄』萬曆二十三年一月丁亥之條には、以下のような記事が見える。

兵部尙書石星等題、冊封日本、事出創始。正副使李宗城等呈稱、關防・旗牌・符節・符驗與隨從員役廩糧、官兵等項、皆不可少。合候旨移咨、禮部請給正副使符節・關防、工部關給旗牌、本部請給符驗。詔從之。

開國の功臣李文忠の子孫として、ともかく自分が率いる一團の威儀を誇示したかったのではあるが、その要求が出發の遅延に繋がることは明白であろう。また、本文でも引用した『萬曆起居注』萬曆二十三年二月一〇日癸丑之條に見える趙志皐らの上奏文が、「嚴諭李宗城、作速前去」と李宗城のみを名指していることも、李宗城の行止が封貢を推進せんとするものにとつて何らかの問題となっていたのではないか——李宗城を推薦したのは石星であったがゆえに——と感じさせる。徳富蘇峰は彼のことを「執袴の子弟」「世事に通曉せず」とし、「他日未だ海を渡らざるに、釜山より逃亡し去つたのは、決して不思議の事ではなかった」(『緒言』所引徳富著書、第二章、一〇二、七三六頁)と斷じているが、筆者も同感である。

(64) 『明實錄』萬曆二十四年四月乙丑之條。

(65) 詳細については、前掲註(58)、三木著書、三四一頁以下を参照。

(66) 『兩朝平攘錄』は、二月初三日、又領二使勅諭及沈惟敬勅諭各一道」と記し、正使副使に對してもこの日に勅諭が出されたとするが、『明實錄』『國權』等では沈惟敬に對してのみとなっており、また本論で引用した『萬曆起居注』の史料からしても、『兩朝平攘錄』の誤りと考えてよいであらう。

(67) 詳細に見れば、毛利劄付の本文中にみえる「同知」部分は、「同知」と書いた紙を、裏から貼り附けたように見える(「知」の三劃目が、本紙の下に潜っている)、宛所の「同

「知」部分は、裏から紙を貼り附けた後に、「同知」と書き込んだように思われる（三、四劃目が本紙にまで跨がっている）。一方、上杉の方は、宛所部分に「豊臣景勝」と書き込み、その後でその上の官職部分を削り貫いたらしく、「豊」の字の四劃目上部が切られている。この点については、後述する註（70）の内容とともに、前掲註（8）、須田論文、二七三～二七四頁を参照。

- (68) 上杉筋付に残されている「都」の文字の大きさから、削り貫かれた部分が四文字（即ち、元々に記入されていた職銜が「都指揮同知」や「都指揮僉事」という五文字）であつた可能性は低い。

(69) 『楊文弱先生集』卷一一、仰稽祖制釐正官階疏（崇禎一〇年閏四月一〇日奉聖旨）。

- (70) 毛利筋付の本文における修正部分の外側には、元々あつた文字が完全に削り貫かれずに残っているが、これは「僉」の一劃目と二劃目の斜劃、また「事」の六劃目の横劃、それぞれの一部と思われる。同様に、上杉筋付の宛所部分における修正部分にも、その外側左下方に元々の文字の一部が残っているが、これは「使」の一劃目にあたる

斜筆の一部であろう。

- (71) 第一章第二節及び註（37）、（38）を参照。

(72) 『明實錄』隆慶五年二月庚子之條。

(73) 『條麓堂集』卷之一七、書二、「與鑑川王公論貢市書」第一四書。

(74) 前掲註（34）、和田著書、七七二頁。

(75) 建州女眞を統一したヌルハチに對して、萬曆一七年（一五八九）九月に都指揮使から都督僉事への陞銜がなされていることも想起されるであろう。この陞銜については、『明實錄』萬曆一七年九月乙卯之條、及び姚希孟『公槐集』卷四、建夷授官始末を参照。

(76) 矢部健太郎『豊臣政權の支配秩序と朝廷』（吉川弘文館、二〇一一）、第四章、太閤秀吉の政權構想と大名序列、二五〇頁、表六を参照。また「中納言任官の先後は、秀家―景勝―輝元―利家の序列を、利家―秀家―景勝―輝元へと變化させる」（二五七頁）と言う。

(77) 「筋付料紙の自然科学的手法による検討」（『東京大學史料編纂所附屬畫像史料解析センター通信』第七六號、二〇一七年）。

of Sima Rui 司馬睿 in Jiankang 建康 because both were *fanping* that submitted to Emperor Min in Chang'an from distant areas and supported the emperor's conception of a world (*tianxia*) that should be ruled by the Jin dynasty.

After the death of Emperor Min, the Former Liang (under the second ruler, Zhang Shi) agreed to the enthronement of Sima Rui, the first emperor of the Eastern Jin dynasty. The Former Liang's envoys, however, who were sent to encourage Sima Rui to be enthroned were late for the enthronement of Sima Rui in Jiankang. As a result, among regional powers supporting the Jin dynasty, only the Former Liang was deprived of the opportunity to openly recognize the legitimacy of Sima Rui's enthronement. After that, the Former Liang still continued using Emperor Min's era name Jianxing. About 20 years after the founding of the Eastern Jin dynasty, the Former Liang (under the fourth ruler, Zhang Jun 張駿) resumed the dispatch of envoys to the Eastern Jin dynasty, but the message in a petition to the third emperor of the Eastern Jin, Emperor Cheng clearly stated disappointment with the failure to mount Northern Expeditions by the Eastern-Jin emperors. This does not seem to have been meant to blame Emperor Cheng himself, but seems to have expressed discontent with continued failure to carry out loyal service, in other words, dissatisfaction with the basic policy adopted during the reign of Sima Rui as Prince of Langya 琅邪 to preserve his own power inside southeastern China and the continuation of the policy by the Eastern-Jin emperors following Sima Rui. Therefore, the continuation of the use of Jianxing in the Former Liang can be considered to have been aimed at demonstrating the order of the Western Jin court in the reign of Emperor Min, based on a critical stance on Prince of Langya Sima Rui's failure to perform loyal service and the continued failure to mount Northern Expeditions after the foundation of the Eastern Jin dynasty.

**A GLIMPSE AT THE DIPLOMACY BETWEEN THE MING COURT  
AND THE TOYOTOMI GOVERNMENT : THE MEANING OF  
THE *ZHAFU* 箭付 MILITARY RANKS ISSUED BY  
THE MING MINISTRY OF WAR**

ONO Koji

In the middle of *Renchen* War (壬辰戰爭 1592-1598), peace negotiations were carried out between the Ming court and the Toyotomi government. During that period, *zhafu* 箭付 documents reporting the bestowal by the Ming Ministry of War

of military officer titles on vassals of Toyotomi Hideyoshi were issued. This paper employs the extant *zhafu* addressed to Mōri Terumoto 毛利輝元 and Uesugi Kagekatsu 上杉景勝 as the main source materials to discuss the following two key points.

The first point is in regard to the intention of the Ming Ministry of War in issuing these documents to the vassals of Toyotomi Hideyoshi. Previous research has argued that the fact that the Ming court announced the conferment of military titles through such documents was an expression of contempt toward the Toyotomi government. The Ming court, however, placed great importance on precedent, and such a precedent existed in the *Longqing* Peace Conference (1571) following the Altan Khan incident, making it clear that the response to the vassals of Hideyoshi was in strict accord with propriety.

The second aims to clarify the purpose of the excising and correction of parts of the texts of the two documents, which show evidence of having been revised. Earlier scholarship has interpreted this editing as evidence of revisions that the Toyotomi government forced upon the Ming Ministry of War. This paper argues that this interpretation is not supported by the evidence and that the modifications were made by the Toyotomi government.